

管理運営評価の評価項目等

1 管理運営評価の評価項目・基準

No	項目	優 良	適 正	要改善		
1	サービスの向上	サービス向上	平等利用の確保	関係法令の遵守やバリアフリーへの配慮等を適切に実施	関係法令違反などがあり、改善が必要（すでに改善した場合を含む。以下同じ。）	
2			安定した能力保持	・法令順守体制や人材育成(研修)など、提案時の内容を実施 ・管理運営に係る収支及び団体の経営状況が健全	・関係法令違反などがあり、改善が必要 ・管理運営に係る収支が赤字であり、団体の経営状況も悪化	
3			安全対策の確保	避難訓練の実施やマニュアルの整備など、市の要求水準を充足	関係法令違反などがあり、改善が必要	
4			事業計画の実施状況	仕様書等で示した水準（回数や事業内容、開館時間等）を上回る取組を実施しており、利用者の増などの具体的な効果がある場合	仕様書等で示した水準の取組を実施している場合	仕様書等で示した水準を下回っている場合
5			利用者数	・新規導入施設は、当初の利用者数見込みから10%超の増 ・制度導入2期目以降の施設は、前回の指定期間の最終年度の利用者数から10%超の増	・新規導入施設は、当初の利用者数見込みから±10%以内 ・制度導入2期目以降の施設は、前回の指定期間の最終年度の利用者数から±10%以内	・新規導入施設は、当初の利用者数見込みから10%超の減 ・制度導入2期目以降の施設は、前回の指定期間の最終年度の利用者数から10%超の減
6			利用者満足度	アンケート調査における利用者満足度(満足とほぼ満足が占める割合)が80%以上	アンケート調査における利用者満足度(満足とほぼ満足が占める割合)が60%以上80%未満	アンケート調査における利用者満足度(満足とほぼ満足が占める割合)が60%未満
7	(市の財政負担額)の縮減(※)	公募施設	市の財政負担額が、「公募時の指定管理料の上限額」から「前回指定期間の最終年度の使用料収入」を控除した額と比較して10%超の減	市の財政負担額が、「公募時の指定管理料の上限額」から「前回指定期間の最終年度の使用料収入」を控除した額と比較して0%～10%の減	指定管理者の責めによる事由により、年度協定の金額が増加した場合など	
		非公募施設	市の財政負担額が、「前回指定期間の最終年度の市の財政負担額(新規導入施設の場合は、市の当初見込額(積算額))」と比較して10%超の減	市の財政負担額が、「前回指定期間の最終年度の市の財政負担額(新規導入施設の場合は、市の当初見込額(積算額))」と比較して0%～10%の減		
総合評価		「優良」が3項目以上で、かつ、「要改善」が0項目	「優良」が3項目未満で、「要改善」が2項目未満	・「要改善」が2項目以上 ・「要改善」の内容が重大な場合		

※ 市の財政負担額は、「指定管理料」から「使用料収入」を控除したもの

2 評価の対象から除外する施設

評価項目	評価対象から除外する施設
利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用に選択性がない施設や、性質上、利用者が限定されている施設（医療施設、斎場、障がい者福祉施設など） ・ 利用者の集計が困難な施設（職員を配置しない無人施設など）
利用者満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の性質上、「利用者満足度」をもって指定管理者の管理運営状況を評価することがふさわしくない施設（医療施設など） ・ アンケート調査の実施が困難な施設（職員を配置しない無人施設など）
経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域団体等が、自らの費用により、自主的に管理運営する施設（自主管理施設） ・ 施設の性質上、「市の財政負担」をもって指定管理者の管理運営状況を評価することがふさわしくない施設（医療施設など）
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の責めによらない理由により、年間を通して休館・使用不可となっている施設